文化財担当者が研究すること

宮　崎　貴　夫

2025年 9 月

『西海考古』第15号　抜刷

文化財担当者が研究すること

宮﨑　貴夫

はじめに

考古学講座をもつ大学には考古学研究室があり、考古学を専門に研究する教員（教授ほかの研究者）がいる。また、地方自治体の行政機関には、発掘調査に従事している文化財保護行政の担当職員（以下、文化財担当者とする）がいる。「研究職」である大学研究者が研究を行うのは当然のことであるが、文化財の「専門職」である文化財担当者が個人的に研究を「なぜ」行うのだろうか。また、その研究は大学研究者が行っている研究と「どのように」違うのだろうか。文化財担当者であった筆者の経験を振り返って、この問題について検討を行ってみたい。

1　調査から調査研究へ

筆者は、長野県諏訪の在野考古学者であった藤森栄一が、著書『かもしかみち』（学生社）に記した考古学を真摯に探究する研究者の姿に憧れて、考古学専攻のある大学を志望した。だが、大学院の博士課程を経て研究室に残るごく少ない人をのぞけば、考古学を学んでも食べていけない時代であった。それでも当時の筆者の場合は、先々の見通しも考えず考古学を学びたい一心だけで、考古学専攻のある大学の進学を志したことになる。

しかし、第46代内閣総理大臣の田中角栄が1972年に著した『日本列島改造論』に代表されているように、1960年代以降になると高速道路建設をはじめとする国土開発の波が日本全土を覆い始めていた。開発優先の社会的情況が高まるなかで、大規模開発から遺跡を保護するために、文化財保護委員会（1968年から文化庁）では調査官であった坪井清足（のち、奈良国立文化財研究所所長）らの尽力によって、地方自治体の行政組織に行政職として考古学の専門職員が配置され、遺跡発掘を専門に行う部署が設置される、日本独自といえる文化財保護体制の制度が構築されていったのである。

そのような社会的状勢の変化によって、大学で考古学を専攻した学生が日本全国の行政機関（地方自治体）に文化財の「専門職」として採用されるようになった。筆者も、大学を卒業した1974年に福岡県文化課の嘱託調査員となり、1976年に長崎県教育庁文化課（のち学芸文化課）の文化財「専門職」（文化財保護主事）として採用された。文化課では調査係に配属され、すぐに里田原遺跡（平戸市・当時田平町）の調査に入った。県文化課における職務は、発掘調査と埋蔵文化財にかかる事務が主たる業務であり、調査係の事務分掌には「調査」と「文化財の保護顕彰」が書かれてあったが、文化財保護主事は教育庁の事務吏員であり「研究職」でないため、当然のことながら「研究」という事務分掌はなかった。

文化課に勤務して以来、年間150日を超える発掘調査の出張日数が続くなかで、春から秋にかけては県内の遺跡の発掘調査に従事し、冬場には報告書を作成し年度末に刊行するという日々に追われた。その多忙であった理由のひとつは、当時、市町村で発掘できる専門職員が佐世保市と平戸市を除いて配置されておらず、県の開発事業のみならず、市町村の開発事業にかかる発掘調査や市町村が国庫補助を受けた発掘調査についても、市町村教育委員会から依頼を受け、県文化課が職員を派遣して支援を行っていたことによる。

そのような市町村の「専門職」の配置状況が大きく転換したのは、1975年にはじまった九州横断自

動車道建設にかかる大型発掘調査事業（1975～87年）であった。諫早中核工業団地（1978～82年）と県立百花台公園建設（1982～93年）などと併せた大型開発事業に伴う緊急発掘調査が長期間にわたって実施されることになり、県文化課はその発掘調査事業に追われることになった。そのために県文化課では、市町村管内の開発事業に伴う発掘調査の支援の対応が難しくなり、それが直接的な契機となって、県内市町村では、自前で開発事業に対応する文化財保護の体制を構築していくために、教育委員会事務局に1970年代末から徐々に文化財の「専門職」が配置されるようになった（高野 1990）。

発掘調査は、数日間の小規模な調査から数年にわたる大規模な調査などがあるが、筆者にとって「専門職」としての視野を拡げるかけがえがない経験となったのは、1995年から1999年にかけて調査を担当した壱岐の原の辻遺跡である。玄界灘に浮かぶ壱岐島の南東部には、深江田原と呼ばれる平野部が拡がっている。深江田原を流れている幡鉾川流域の河川改修とその平野部の圃場整備を実施する幡鉾川流域総合整備事業の計画が1991年に策定された。その対象区域には、戦前から日本の弥生時代を代表する著名な遺跡として原の辻遺跡の存在が知られていた。県文化課では、1991年度～93年度にかけ原の辻遺跡周辺の低地一帯を対象として遺跡の範囲確認調査を実施し、調査の結果、その遺跡の推定範囲が芦辺町と石田町にまたがる台地から低地にかけて80㌶以上の広大な遺跡の拡がりが予想されることになった。

その範囲確認調査の結果に基づいて県文化課では、総合整備事業に伴う河川改修と圃場整備にかかる区域の緊急発掘調査（記録保存調査）を実施するとともに、併行して芦辺町と石田町各教育委員会が原の辻遺跡の範囲確認調査を国庫補助事業によって実施されることになった。そこで1993年度には、壱岐教育事務所のなかに文化課から出向して専従職員が配置され、芦辺・石田町教育委員会が実施する発掘調査の支援にあたることになった。1995年度には、県教育庁の地方機関として新たに原の辻遺跡調査事務所が設置されたことで、筆者は調査事務所に転勤し、原の辻遺跡の発掘調査に従事することになった。

原の辻遺跡調査事務所は、1995年度から幡鉾川総合整備事業にかかる緊急調査（記録保存調査）のほかに、国庫補助事業として遺跡の内容確認を目的とした原の辻遺跡範囲確認調査事業（保存目的調査）を併せて実施した。この範囲確認調査事業は、原の辻遺跡の国史跡指定を目指した「保存目的」の範囲確認調査であり、1995年度には台地中央部の高台で祭儀場の建物跡群が確認され、1996年度の圃場整備事業にかかる八反地区の調査では日本最古の船着き場跡が確認されるなど、めざましい調査成果をあげることができた。国庫補助の範囲確認調査事業では調査指導委員会が設置され、この委員会において原の辻遺跡が中国の史書『魏志』倭人伝に記載されている「一支国」の国邑であることが確定され、1997年９月２日に、弥生時代の重要な集落として国史跡に指定された。

県では、さらに上位の特別史跡の指定をめざすことで、国庫補助事業の範囲確認調査に加え、県単独事業として船着き場などの特定遺構の確認を行うため、「特定調査事業」を1998年度～2001年度に実施することにした。国庫補助事業の範囲確認調査と県単独事業の「特定調査」を計画的に継続して調査を実施した結果、その成果が結実して2000年11月24日に国特別史跡に指定された。

2001年度以降も国庫補助事業の範囲確認調査は継続したが、事業名を「調査研究事業」に換えて実施することとし、調査事務所の事業として「原の辻遺跡調査研究事業」を予算化することができた。2009年11月には長崎県埋蔵文化財センターが開設され、2010年３月には壱岐市立一支国博物館が開館した。一支国博物館内に併設された長崎県埋蔵文化財センターは、県内の発掘調査のみならず、原の辻遺跡の保存活用にも壱岐市（2004年３月に四町合併）と連携して当たることになった。

県埋蔵文化財センターでは、事務分掌に「調査研究」、「東アジア考古学研究交流」、「出土品の保存

処理」、「普及啓発」などの業務が設けられた。遺跡の発掘調査に加えて「調査研究」が加わり、原の辻遺跡ほか県内遺跡を含めた遺跡を中心とした研究を行う「調査研究」を推進するために、機関誌として『埋蔵文化財センター研究紀要』を発刊することにした。職員の業務として「調査研究」ができるようになったことは、それまで「研究」という事務分掌がなかった行政組織において画期的な進展といえる。だが「調査研究」は、あくまでも埋蔵文化財センターの業務のなかの事務分掌としての限定が付いており、大学研究機関等で行う「学術研究」とは性格が異なっている。このように埋蔵文化財センターでは「調査研究」という業務が設けられたが、市町の文化財担当者にとって発掘調査という本来業務に加えて「研究」を行うことは、個人的営為であることの現実は変わっていない。

2　発掘調査と文化財担当者の役割

文化財保護法では、文化財は文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ将来の文化の向上発展の基礎をなすもので、貴重な国民的財産と定義されている。また、文化庁から各都道府県教育長あてに通知された「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」（1998年 9 月29日付け）には、埋蔵文化財は、国民共有の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産である、と記されている（和田 2015）。

地方自治体の文化財担当部局は、文化財保護法に基づいた文化財保護事務を業務としている。文化財担当者は、開発計画が立案されたときに開発予定区域に周知の遺跡（埋蔵文化財）が存在することを示して開発側と協議を行う。遺跡が開発区域からはずせない場合にも、工事対象区域内の緑地や盛土で遺構等の保存の可能性を探って協議・調整を行い、開発によって遺跡が壊される部分を最小限に留めるよう務めており、そして工事にかかる部分について発掘調査を実施している。

文化庁の調査官として文化財保護行政に長く携わってきた田中琢（のち、奈良国立文化財研究所所長）は、『岩波講座日本考古学』（岩波書店、1986年）の第 7 巻の「現代と考古学」のなかで、「発掘調査は、一種の遺跡の破壊行為であって、その行為によって遺跡から歴史情報を抽出収集できるのだ。実態不明の遺跡を保存のために調査し、部分的にしろ、破壊改変する、まさに矛盾した行為である」と指摘する（田中 1986 p. 15）。遺跡を保存し整備活用するために実施する学術的な「保存目的調査」は、内容確認のために調査を実施するのであるが、発掘によって遺構等の破壊を最小限に留めるために、保存を考慮して掘り下げる部分をできるだけ少なくして発掘している。だが、発掘した部分が小規模に留まるとはいえ、学術調査や「保存目的調査」においても発掘した部分については壊されてしまうことには代わりがない。

歴史考古学者の山中敏史は、『歴史と素材』日本の時代史30（吉川弘文館、2004年）の「考古学と歴史学」のなかで、「発掘調査は同じ条件下では二度と繰り返すことのできない実験である」と言う（山中 2004 p. 226）。その点において、考古学的方法で行っている発掘調査は、何回もの再現性が求められる自然科学研究の実験とはまったく性質が異なっている。たとえ学術調査であっても、考古学的調査方法で検出された人間活動の痕跡である遺構や遺物の空間的な関係や状況は壊されてしまい、その関係を元に戻すことはできない。ましてや、開発工事の事前に実施されている「記録保存調査」では、遺跡の発掘した区域の部分が工事等によって破壊されてしまう。そして大規模開発事業によって発掘範囲が広大に及ぶ場合には、遺跡そのもの自体が消滅して無くなってしまうケースもでてくる。

中世考古学者の小野正敏は、『岩波講座日本通史』（岩波書店、1995年）別巻 3 史料論の「中世の考古資料」のなかで、「考古学の発掘調査は、資料の生成ともに、原資料である情報を内包していた遺跡を不可逆的に破壊する宿命をもつ。特に、遺構や資料相互の空間的関係が消滅する。残されるのは、

採集された遺物と記録された情報だけである」。「たとえ遺跡や遺物が保存されたとしても、発掘段階で資料化できなかった情報は永久に失われる運命にあるといっても過言でない」と指摘する。また、「考古資料が発掘調査によって増加するということは、一方で原資料である遺跡が失われることを意味している」と述べている（小野 1995 p. 178-179）。

文化財社会史を研究する森本和男は、『遺跡と発掘の社会史』（彩流社、2001年）のなかで、開発にともなう大規模発掘調査によって「目を見張る成果の陰で、数多くの遺跡が破壊されて姿を消していった。言わば、破壊された遺跡の代償として、考古学知識が増大したのである」と指摘する（森本 2001 p. 14）。遺跡の発掘調査が終了した後には、工事によって遺跡は破壊されてしまう。森本が指摘するように、いくつもの遺跡の犠牲の上に、考古学の常識を塗り替える発見や輝かしい発掘成果が生み出され、考古学という学問が成り立つことは、学問としての宿命といえるかもしれないが、なんとも皮肉な話ということになる。

遺跡で出土した遺物や記録された情報資料は、資料整理室で分類し分析を行って、発掘成果の内容をまとめた調査報告書として刊行される。調査報告書は、とくに緊急発掘調査（記録保存調査）においては調査後に工事にかかる部分は壊されてしまうので、遺跡の状況を知るための唯一の「史料」になる。そして、遺跡の発掘調査現場において遺物・遺構の出土状況を直接に見て体験しているのは調査の担当者だけであり、小野が指摘するように発掘によって「遺構や資料相互の空間的関係」が失われることで、調査に従事している発掘担当者の責任は一層重いことになってくる。

このように、発掘調査の「実験結果」ともいえる貴重な成果を記録したものが調査報告書であり、私たちは調査報告書を素材として「調査研究」を行うことになる。考古学の研究は、日本各地で実施されている発掘調査によって、新しい発見や調査成果があって日進月歩で進む。そのため調査報告書にまとめられた遺跡や研究の内容も、そのような発見や研究の進展に応じて更新していく必要がある。したがって発掘調査とは、報告書を作成すればその役割が終了したということになるのではなく、考古学研究の進展によって判明してきた調査成果によって遺跡の再評価を行い「地域考古学」を見直していくこと、すなわち新たな視点で地域の歴史像を再構築して書き換えていかねばならないことになる。「調査研究」には、完成という終わりはないのである。

文化財担当者が、遺跡を見直し再評価していくことは、発掘後にも遺跡を想起して責任を持ち続けていくことであり、そのことが「研究職」の大学研究者との大きな違いになると考えられる。発掘担当者の遺跡に懸ける思いは、文化財の「専門職」を退職してからも続いていくことになる。筆者は2010年 3 月に退職したが、南島原市今福遺跡（宮﨑 2012・2019）、壱岐市原の辻遺跡（宮﨑 2019）、長崎市万才町遺跡（宮﨑 2020a）、波佐見古窯跡群（宮﨑 2022）など、発掘に携わった遺跡の再評価を行っており、これからも続いて行くのであろう。

発掘調査の成果をまとめて刊行される調査報告書は、地域の歴史「史料」として埋蔵文化財センターや図書館等に所蔵され保管されている。都出比呂志の『古墳時代に魅せられて』（大阪大学出版会 2018年）では、文献史家の石井進と都出の「対談（歴史の発掘－モノと文字の織りなす世界）」が収録されているが、そのなかで石井が、文献史研究者が発掘報告書を読み解くことが難しいことを指摘している。それは、考古学と文献史学の専門用語や分析や解釈などの違いがあるのであろうが、文献史学では古文書の文字テクストを読みとっていくリテラシー（読解力）が基本的に必要であり、考古学では遺跡を時間・空間的に認識する現場感覚と遺物のかたちや図面の図像パラテクスト（三中 2022）を認識するリテラシーが必要であるというように、基本的な研究法の違いが大きく影響していることがあげられよう。

そして、考古学研究者がどちらかというと古文書（史料）の文字テクストを読解することが苦手なように、文献史研究者は図面が多用されている調査報告書を読み解くのが苦手なことが推測される（なかには古文書も調査報告書も読み解くことのできる方もおられるかもしれないが）。文献史学と考古学の溝を埋めていくには、双方の共通するテーマを定め、研究成果を持ち寄って議論していく研究交流が必要なのであろう。長崎県考古学会では、古代史研究者と大村市竹松遺跡を基軸としてテーマを定めて研究大会を実施したことがある（長崎県考古学会編 2016）。

3　遺跡の保存活用と文化財担当者の役割

（1）文化財他担当者の役割

文化財担当者は、開発側との協議調整、発掘調査ほか文化財保護にかかる事務を主務としている。国庫補助事業関係事務、発掘調査事務（発掘計画、費用積算、発掘承諾書と調査の届出、事務所等環境整備、労務管理）などの事務を担当していることになる。さらに、遺跡が国史跡として指定され保存整備が行われる場合には、指定から整備に伴う事務を担当することになる。すなわち土地の地権者から指定の承諾をもらうことから始まり、指定区域にかかる公有化の承諾をもらう事務、遺跡の調査委員会や整備委員会を設置して運営して、整備計画、実施計画を策定し、環境整備事業の実施を行うなど、遺跡の指定から保存整備、史跡の保存活用にかかる一連の事務を担うことになる。

このように行政の文化財担当者は、遺跡の発掘調査を担当するだけでなく、遺跡の保存整備・活用にかかるさまざまな事務を行っていることになる。また、開発事業が減少してきている昨今の社会状況においては、開発にかかる発掘調査よりも遺跡（史跡）の保存活用に関わる仕事が増えていく傾向があり、そのことで文化財担当者と地域住民との密接な関わりが必要になってくるであろう。そのような意味から言えば、文化財担当者は地元と密着した「地域考古学」の最前線にあって、自らの拠って立つ地域のなかで、遺跡を位置づけ保存活用していく社会的責務を担っていることになる。

このような社会と考古学の関係を深めていく活動や仕事は、近年新しく登場してきた「パブリック考古学」に該当しよう（松田・岡村 2012）。文化財担当者は、開発側との協議・調整、発掘調査、史跡指定、遺跡の保存活用など、さまざまな業務で地域住民・市民と密接な関わりをもっており、社会と考古学とをつなぐ「パブリック考古学」の最先端の現場で仕事をしていることになる。このことも、学術研究と教育に専念している大学・研究機関の研究者の仕事との大きな違いといえよう。

筆者は、1976年に県文化課に入庁してから1999年まで発掘調査に従事していたが、2000年に原の辻遺跡調査事務所から本庁の文化課に戻り、文化財行政の事務専任となった。原の辻遺跡が2000年11月24日に国特別史跡に昇格したことで、2001年度には国特別史跡記念事業として『発掘「倭人伝」海の王都、壱岐・原の辻遺跡』展が企画され、その担当になった。

遺跡展は、壱岐・原の辻遺展示館、大阪府立弥生文化博物館、福岡県立博物館の三つの会場で、2001年11月１日から2002年３月24日の67日間開催され、延べ29,873人の来観があった。

遺跡展では、全体の企画構成案と、会場が異なる大阪と福岡において具体的な展示方法を検討する必要があり、金関恕（当時、大阪府立弥生文化博物館長）を中心とする11名の企画検討委員会を立ち上げ、企画構成・実施案と、大阪府立弥生文化博物館と福岡県立博物館における具体的な企画展示等の検討を行って両会場の展示構成を確定した（宮﨑・石上 2002）。

2002年度は、国特別史跡指定記念シンポジウム『発掘「倭人伝」』が企画され、10月20日に東京よみうりホールで開催し、2000名の入場があった。

この国特別指定記念事業は、長崎県と長崎県教育委員会が主催したが、展覧会に大阪府立弥生文化

博物館と読売新聞社、シンポジウムに読売新聞社が主催に加わってもらい広く周知・広報・宣伝できたことが、本事業の成功に結びついていることが指摘できよう。そして当初の計画では、2003年度に引き続いて奈良県でシンポジウムを実施する計画を立てていた。しかし、壱岐に埋蔵文化財センターと博物館を併用した建物を造る計画が急浮上し、事業が急きょ見直されたことで、奈良で開催するシンポジウム計画は取りやめになった。

そこで2003年度には、西谷正九州大学教授を委員長とする９名の委員からなる「原の辻遺跡・埋蔵文化財センター等基本構想策定会議」を設けて事業を行うことになり、その事務局の担当になった。『原の辻遺跡・埋蔵文化財センター等整備基本構想提言書』は12月に策定された。2004年度には、『長崎県立埋蔵文化財センター・壱岐市立一支国博物館（仮称）整備基本計画書』を、壱岐市文化財課とともに学芸文化課で作成した。2005年度からは、主幹課が知事部局の文化振興課に替わり、「基本設計」と「実施設計」の会議に学芸文化課（2005・2006年度）、原の辻遺跡調査事務所（2007年度）の担当者として出席した。2008年には県の埋蔵文化財センターと一支国博物館が併設された施設の建設が着工され、2009年11月に長崎県埋蔵文化財センターが開設され、2010年３月に壱岐市立一支国博物館が開館した。

以上のように県行政の文化財担当者としての経験をたどってきたが、発掘調査と埋蔵文化財の開発側との協議・調整に係る事務だけでなく、文化財保存活用の企画推進の事業などの幅広い業務が、文化財担当者に求められてきている現状が浮かび上がってきたであろう。

学生時代には「行政調査は開発のお先棒を担いでいる」との批判的意見があって、行政の文化財担当に就くことは「覚悟」と「信念」が必要だった。私は文化財保護行政の第一世代として、未開拓の土地を切り拓き耕していく役割を担うことになったが、まずはきちんと発掘調査を実施し、遺跡の内容・性格をしっかり捉え、調査報告書にまとめることに専念した。また専門的知識を培っていくために、学会・研究会に所属し、個人的に専門書を購入するなど考古学の研鑽を積むようにした。

原の辻遺跡特別指定記念事業の「原の辻遺跡展」の実行委員会委員であった板橋旺爾（当時、読売新聞社編集委員）に、文化財担当者が職務分掌にない「研究」を無私無欲で行っていると話したことがある。そのとき板橋から「それは無償の行為である」という言葉をもらった。文化財担当者の「専門職」としての職務を、発掘調査を行う「技術者」として割り切り、行政的にみれば「研究」を行うことは必ずしも必要ではないだろう。そして、科学研究費の助成を受けて「研究」を行っている大学研究者に比べれば、「研究」に対するインセンティブ（報酬）もないなかで、文化財担当者が「調査研究」を行っていることは、どのようなかたちで活かされ、報われていることになるのだろうか。

（２）吉野ヶ里遺跡の保存と整備

文化財担当者の遺跡にかける思いがもっとも発揮されたのは、学生時代からの友人である七田忠昭が担当していた佐賀県吉野ヶ里遺跡の事例をあげることができる。佐賀県考古学の先達である父親の七田忠志から郷土の誇るべき遺跡と教えられ、七田忠昭は子どもの頃から親しんでいた吉野ヶ里遺跡が発掘調査終了後に完全に消滅してしまうことに重大な危惧をいだき、天理大学の金関恕教授を通して弥生時代研究の第一人者である佐原真に現場を見てもらうようお願いした。1989年２月に、佐原が遺跡を視察した直後にメディアによって大々的な報道が行われ、邪馬台国ブームに火がつき全国を席巻することになった。そのことで佐賀県知事が保存へ向けて大きく舵を切ったことが、吉野ヶ里遺跡が国史跡公園として保存整備される契機になっている。そのことで、日本中から人々がおし寄せて来る「吉野ヶ里ブーム」が起きたことは、よく知られている。吉野ヶ里遺跡は、1991年５月28日に国特別史跡に指定され、2001年４月21日に国営吉野ヶ里歴史公園として開園した（七田 2005）。七田が吉

野ヶ里遺跡にかけていた情熱と思いが結実したことになる（七田から聞いた話を含めて記した）。

ひとつの遺跡が守られるということは、もちろん文化財担当者一人の力でできることではない。多くの関係者と各機関の理解と協力・支援があり、文化財審議会、議会などでの事務手続きを経て、行政のなかでの意志決定がなされ、保存へ向けての条件・環境が整わないと、決して実現できないことである。日本国内では、年間に9,000件にちかい遺跡の発掘が行われているが、吉野ヶ里遺跡や原の辻遺跡のように国史跡（特別史跡）として保存され、環境整備にまで至る遺跡は極めて少ない。

この吉野ヶ里遺跡の経緯から学ぶことができるのは、《地域のなかで遺跡の位置づけができているのか》ということが、遺跡を保存できるか否かの分岐点になっているように思える。すなわち、発掘担当者が遺跡の学術的な価値を認識し、重要性を説明できるかということが、遺跡を保存するための学術的な前提になっているのではないかと考えられる。そうでなければ、吉野ヶ里遺跡を守ることはできなかったであろう。吉野ヶ里遺跡が保存されたことは、ごく稀な幸運なケースであったということもできるが、佐賀地域の遺跡をテーマとして「遺跡の考古学」と「地域考古学」を行っている七田忠昭のような熱心な調査担当者がいなければ叶わなかったと思われる。

4 「調査研究」の地域への還元と共有化

最近、「サイエンス・コミュニケーション」という言葉をよく聞く。これは、一般の人びとに科学の面白さを伝えていく活動の意味である。発掘調査で学術的に新たな知見が見られた場合などは、遺跡の現場説明会が開催されている。認知考古学者の松木武彦は、『はじめての考古学』（ちくまプリマー新書、2021年）のなかで、「地方自治体が、多額の公金を調査に投入するためには、市民の理解が必要です。また、その自治体に存在する遺跡の保存や活用にも、市民の理解が前提となります」と指摘している（234頁）。つきつめると、税金を使って発掘調査をしているその成果は、国民・市民の公益的な資産になるということであろう。行政が実施する発掘の調査の状況は、できるだけ地域住民・市民に見てもらって公開すべきであろう。なぜなら遺跡は、考古学研究者だけのものでなく、自分たちが生活している土地の歴史・文化について学び、知りたいと思っている地域の住民、そして未来の人々のためのものでもあるからである（宮﨑 2023）。

考古学の研究の成果は、学術研究誌や研究会に論文として発表され、研究者コミュニティの間では〈情報共有化〉が図られることになる。しかし、それはあくまで専門家集団のなかでの研究の〈共有化〉であって、地域の歴史を研究して分かってきた〈情報〉を専門家だけで独占している、と地域住民・市民から指摘されるかもしれない。文化財担当者が「調査研究」を行うことによって明らかになってきた成果については、論文や研究会で発表するだけでなく、地域住民・市民に向けた歴史講座・講演などの何らかの機会を設けて、地域社会に還元していく必要があるのだろう（宮﨑 2023）。

最近注目されている新しい歴史学の潮流として「パブリック・ヒストリー」がある（菅・北條編 2018）。「パブリック・ヒストリー」は、「パブリック・アーケオロジー」「パブリック・フォークロア」も含むかたちで、研究者と地域住民・市民らが協働的に歴史実践を行っていく活動である。個別専門化されている学界の枠を超えて、「地域学」として総合的な研究成果を地域住民・市民に提供し、研究者と地域住民・市民とが共に地域の歴史・文化の理解を深めていくことであり、成果の還元だけに留まらない研究成果の〈共有化〉の方向性が見えてくるであろう。

長崎県では、長崎県史 8 冊（資料篇 4 冊 1963～1965年、古代・中世編 1980年、藩政編 1973年、近代編 1976年、対外交渉編 1986年）が県民向けに刊行されていたが、考古編が発刊されていなかった。そのために学芸文化課が主幹課となって、考古編として『原始・古代の長崎県』の編纂を企画し、

『原始・古代の長崎県』資料篇Ⅰ（1996年）、資料篇Ⅱ（1997年）、通史編（1998年）の三冊を刊行している。また市町においても、地元住民・市民に向けた『市史』、『町史』が編纂・刊行されており、『県史』や『原始・古代の長崎県』とともに、地域の歴史について文献史学や考古学によって解明されてきた研究成果を市民に社会的に還元していく取り組みが行われている。

このように地方自治体が、文化財の普及啓発、市・町史の編纂、歴史講座・講演会の開催、図書館や歴史博物館等の建設の事業を行うのは、地域の歴史・文化の知識や情報を提供して、地元住民・市民の理解を深め〈共有化〉していくための文化行政の施策の取り組みなのである。その意味において、図書館や資料館や博物館などの文化施設は、地域の歴史・文化を〈共有化〉する文化装置として存在し機能していることになる。

地域社会学者の山下祐介は、『地域学入門』（ちくま新書、2021年）のなかで、「自分の足下にある地域について学ぶこと。単純にいえばそれが地域学である」として、「足もとの地域を知ることが、自分を知ることにつながる」。すなわち、「地域を学ぶこととは、「私」が誰なのかを知ることである。……その地域のことを知らずして、私とは何かを語ることはできない」と、「地域学」の必要性を述べている（山下 2021 p. 11-12）。「地域考古学」と「地域史」を総合して構築される「地域学」には、そこに生きる地域の人々に活力を与え、地域に新たな魅力を発見していく「まちづくり」においても新しい価値を見出して、その地域のもっている魅力をますます高めていく可能性をもっている。

日本思想史研究者の末木文美士は、『日本の思想をよむ』（角川ソフィア文庫、2020年）のなかで、過去を切り捨てるところには何も生まれない。過去をしっかり踏まえ、捉え直していくことによってのみ、未来が開かれてくる、と述べている。山下と末木の指摘を踏まえれば、土地が持っている「記憶」を失うことは、自らを形成しているアイデンティティを喪失することであるといわざるをえない。すなわち、過去があって現在（いま）の私たちがあるように、私たちは過去とつながっている。人々が暮らしてきた土地の「記憶」つまり地域の「歴史」を「未来への指針」とすることによって、私たちは地域の将来像を描いていくことができるのである（宮﨑 2020b・2023）。

「長崎遺跡群」を提唱して国際貿易都市であった長崎を基軸として〈海域考古学〉の研究を進めている川口洋平は、『海の道と考古学』（高志書院、2010年）のなかで、「長崎をはじめ海外と関わりの深い場所の発掘調査を行う者には、「国境を越える広い視野と、いかなる破片も見逃さない微細な視点」が必要であると述べている（川口 2010 p. 230）。遺跡には痕跡的で断片的な情報が埋まっており、発掘現場では注意深い観察力が必要になってくる。研究課題についての問題意識を持っていないと、掘り出されたものが新しい事実であることに気づかず見逃してしまうことも考えられる。それに加えて国際的な異文化交流の場であった「長崎」の遺跡は、グローバルな視点をもって研究していかなければならないからである。

2019年に自費出版した『長崎地域の考古学研究』の冒頭に記したのであるが、私たちが「長崎」という場所において「地域考古学」や「地域史」を研究することは、国際交流史の田中史生が指摘するように、「日本史」という「一国史」の枠組みを超えた「広域史」（グローバル・ヒストリー）へと研究の視野が広がっていくことになるのであろう（宮﨑 2019）。

「地域学」を提唱した森浩一は、『地域学のすすめ－考古学からの提言－』（岩波新書、2002年）のなかで《遺跡は地域に勇気を与える》と提言している。森と川口の言葉を借りれば、遺跡の発掘調査では発掘技術を習熟していくことは当然のことであるが、「調査研究」を行うことによって遺跡を地域の歴史のなかで位置付け、遺跡の価値と重要性を見出すための洞察力を培っていかなければならない。考古学の専門分野を深めているスペシャリストの大学研究者と比較すれば、文化財担当者は自ら

「地域考古学」に専念するとともに、その研究成果を実践現場に活用していくジェネラリストになっていかねばならないのであろう。

5　文化財担当者の「専門職」としての存在理由

これまで検討したことで、大学等の研究機関の研究者が行っている「研究」とは違うかたちが見えてきたのではないだろうか。土器や石器ほかの遺物の基礎的な個別研究は欠かせないものであるが、文化財担当者の「調査研究」は、そのような「モノの考古学」の研究成果を踏まえ、遺跡を把握していく「遺跡の考古学」を志向していくことではないだろうか。地域のなかで、「遺跡の考古学」を通して位置づけ、遺跡から見えてくる「地域考古学」を探究していくこと、そしてその成果を「地域史」として歴史叙述していくことで、地域の豊かな歴史と文化の内容を明らかにしていくことができるのであろう。

行政組織にいる文化財担当者は、遺跡を保護するのみならず保存活用して将来に伝え残していくための「専門職」であり、「遺跡の考古学」と「地域考古学」の研究成果を、自らが生活者として拠って立っている地域において、遺跡（史跡）を拠点とした「まちづくり」「まちおこし」というかたちで活かしていく役割をもっていることになる。しかしもちろん、文化財担当者が遺跡保護のために行っている基本的職務（開発側との協議・調整、発掘調査の実施）は、決しておろそかにすることはできないことは言うまでもない。

それに加えて、文化財担当者の仕事が、文化財の普及・啓発事業、遺跡の指定・保存整備・活用の事務、文化財保護審議会の運営、市史編纂や歴史講座などの企画や運営、「町おこし」などの文化企画事業への参画など、幅広い業務が求められていることになる。そのような事業・事務を適切に推進・運営していくには、文化財保護部局において専門職員の体制充実・強化を図っていくことが、今日的な課題になっているということが指摘できよう。

最後に、要約してまとめておきたい。遺跡の価値は、文化財担当者だけでは確定することはできない。遺跡の学術的価値は、調査指導委員会等において審議を経た提言などによって位置付けられる。学術的に価値が確定された遺跡は、史跡として保存活用されることによって地域の資源的価値を生み出し、地域活性化に寄与することができる。行政の文化財「専門職」である担当者は、遺跡の学術的前提となる位置付けを提示するため「調査研究」を行っていることになる。文化財担当者が「調査研究」を行うことによって遺跡から価値が引き出され、遺跡を保存活用するための基礎的な前提になってくるのである。そして、「地域考古学」によって学術的価値が引き出された遺跡は、森浩一が言う〈地域に勇気を与える〉地域の宝として輝き、地域住民・市民に誇りをもたらすことで、地域に活力を与える遺産・資源になっていくことができる。ここに、大学の研究者の「研究職」とは異なる、文化財担当者の「専門職」としての社会的な存在理由があるのではないだろうか。

おわりに

筆者が長崎県文化課に勤務するようになった1976年の当時は、長崎県の埋蔵文化財保護行政が始動しはじめた段階であり、文化財保護についての理念や保護行政に対して一般的理解が形成されていない草創期であった。対馬・壱岐・五島では東亜考古学会ほかの学術学会による弥生・古墳時代研究の試掘が実施され、平戸と佐世保では旧石器研究者らによる発掘調査が実施されはじめた頃であったが、本県では考古学研究のフロンティアが広がっていた。このような状況の草創期の文化財行政において、未開地を切り拓き路線を引いて道筋をつけていくのが担当者の務めであると思い、仕事に専念してき

た。

長崎県教育庁には、25歳のときに入庁したが、発掘調査に追われ年間出張日数が150日を越え、34年間に担当した発掘調査は81箇所（61遺跡）、携わった報告書は50冊という数になった。だが、県内遺跡の発掘調査と分布調査に携わるなかで、県内大半の地域をめぐることができ、その土地の地形・風土に身をもって触れられたこと、そして壱岐に８年間居住して原の辻遺跡の調査に携わるなどの文化財担当者としての実践的な仕事のフィールドワークの経験が、何にも代えがたい財産となっている。

50歳を越えて壱岐から本庁に復帰して調整事務を主務とするようになり、原の辻遺跡展と東京でのシンポジウムや「原の辻遺跡・埋蔵文化財センター等基本構想策定」などを担当した。しかし、本庁の調整事務のなかで、現場を長く離れたことで「干からびたカッパ」のような状態になっていた。だが、壱岐・原の辻遺跡調査事務所に戻り、原の辻遺跡を取り巻く田園風景のなかで最後の３年間を過ごしたことで癒やされ、研究する意欲を取り戻すまでに回復することができた。そして、県立埋蔵文化財センターが併設された壱岐市立一支国博物館が2010年３月に開館したことと同時に定年退職を迎えた。本稿は、そのような、長年長崎県の文化財行政を担当してきた経験を踏まえ、文化財担当者が研究することの意義を考察した内容を記述したものである。

【謝　辞】

今回の原稿は、「西海考古」事務局に提出していた原稿を差し替えて、掲載させていただいた。掲載にあたって、「西海考古」を主宰される古門雅高氏、渡邊康行氏に感謝申し上げたい。そして、この論考の主題については、福岡大学人文学部の古澤義久准教授と電話で話をする機会があり、私信を送ったことがこの原稿を執筆する発端になっている。考えるきっかけをいただいた古澤義久氏に感謝を申し上げたい

【引用・参考文献】

小野正敏　1995「中世の考古資料」『岩波講座日本通史』別巻３　史料論　岩波書店

金関　恕ほか　2002『発掘「倭人伝」』　長崎県壱岐・原の辻遺跡国特別史跡指定記念シンポジウム　長崎県教育委員会

川口洋平　2010「長崎出土のベトナム陶磁とアジア海域交流」『海の道と考古学』高志書院

末木文美士　2020『日本の思想をよむ』　角川ソフィア文庫・ＫＡＤＯＫＡＷＡ

菅　豊・北條勝貴編　2018『パブリック・ヒストリー入門』　勉誠出版

瀬川拓郎　2011『アイヌの世界』　講談社メチエ・講談社

高野晋司　1998「長崎県考古学のあゆみ」『原始・古代の長崎県』　長崎県教育委員会

田中　琢　1986「総論―現代社会のなかの日本考古学」『岩波講座日本考古学』７　現代と考古学　岩波書店

都出比呂志　2018『古墳時代に魅せられて』　大阪大学出版会

長崎県教育庁学芸文化課編　2005『長崎県立埋蔵文化財センター・壱岐市立一支国博　物館（仮称）整備基本計画』　長崎県教育委員会・壱岐市教育委員会

長崎県教育委員会編　2002『発掘「倭人伝」長崎県壱岐・原の辻遺跡国特別史跡指定記念シンポジウム』　長崎県教育委員会

長崎県考古学会編　2016『９～11世紀における大村湾海域の展開』　長崎県考古学会

原の辻遺跡・埋蔵文化財センター等整備基本構想策定会議　2003『原の辻遺跡・埋蔵文化財センター等整備基本構想提言書』長崎県教育庁学芸文化課・長崎県政策調整局政策企画課・財団法人ながさき地域政策研究所

七田忠昭　2005『吉野ヶ里遺跡』日本の遺跡２　同成社

藤森栄一　1962『かもしかみち』　学生社

松木武彦　2021『はじめての考古学』　ちくまプリマー新書・筑摩書房

松田　陽・岡村勝行　2012『入門パブリック・アーケオロジー』　同成社

宮﨑貴夫　1986「第三章　結語」町田利幸・宮﨑貴夫編『今福遺跡Ⅲ』長崎県文化財調査報告書第84集　長崎県教育委員会

宮﨑貴夫編　1995『万才町遺跡』長崎県文化財調査報告書第123集　長崎県教育委員会

宮﨑貴夫　1997「原始古代の島原半島」『原始・古代の長崎県』資料篇Ⅱ　長崎県教育委員会

宮﨑貴夫編　2002『発掘「倭人伝」－海の王都、壱岐・原の辻遺跡展－』　長崎県教育委員会

宮﨑貴夫・石上　怡　2002「国特別史跡指定記念　発掘「倭人伝」－海の王都、壱岐・原の辻遺跡展－」『博物館研究』第37巻第６号　日本博物館協会

宮﨑貴夫　2008『原の辻遺跡』日本の遺跡32　同成社

宮﨑貴夫　2012「今福遺跡にみる交流史料」『有明海をめぐる集落と交流』　肥後考古　学会・長崎県考古学会

宮﨑貴夫　2019「本書の出版にあたって」『長崎地域の考古学研究』（自費出版）

宮﨑貴夫　2020ａ「万才町遺跡の再検討」『長崎県埋蔵文化財センター研究紀要』第10号　長崎県埋蔵文化財センター

宮﨑貴夫　2020ｂ「長崎の基層文化と表層文化」『西海考古』第11号　西海考古同人会

宮﨑貴夫　2022「いま磁器を使っているのは波佐見のおかげ」『西海考古』第12号　　西海考古同人会

宮﨑貴夫　2023「遺跡は誰のものか－なぜ遺跡を保存するのか－」『西海考古』第13号　西海考古同人会

森　浩一　2002『地域学のすすめ－考古学からの提言－』　岩波新書・岩波書店

森本和男　2001『遺跡と発掘の社会史』　彩流社
山下祐介　2021『地域学入門』　ちくま新書・筑摩書房
山中敏史　2004「考古学と歴史学」『歴史と素材』日本の時代史30　吉川弘文館
和田勝彦　2015『遺跡保護の制度と行政』　同成社